資料4-7

## 防衛省独立行政法人評価委員会の業績勘案率(案)について

## 1 審議対象案件

| 法人名               | 役職及び所掌 | 在任期間<br>(算定期間)               | 業績勘案率(案)* 〈防衛省評価委員会〉 |  |
|-------------------|--------|------------------------------|----------------------|--|
| 駐留軍等労働者<br>労務管理機構 | 理事     | H19. 3. 1~H24. 3. 31<br>(同上) | 1. 0                 |  |

- ※ 業績勘案率(案)の算定は別紙のとおり。
- 2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案 当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率(案)「1.0」については、意見はない。

以上

## 防衛省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)の算定内容

| 法 人 名          | 役 職 | 業績勘案率適用期間            |              | 算 定       | 内 容     | alla A la Lina de La Cara |
|----------------|-----|----------------------|--------------|-----------|---------|---------------------------|
|                |     |                      |              | 基準勘案率(※1) | 調整      | 業績勘案率<br>(案)              |
|                |     |                      |              |           | 特段の貢献度等 |                           |
|                |     |                      | (参考)<br>在任期間 |           | (%2)    |                           |
| 駐留軍等労働者労務管 理機構 | 理事  | H19. 3. 1∼H24. 3. 31 | 同左           | 1. 0      | なし      | 1. 0                      |

- ※1 「防衛省独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」(平成19年3月8日防衛省独立行政法人評価委員会)(以下「業績勘案率の決定方法」という。)2(1)において、各事業年度毎に基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(小数点2位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とすることとされている。なお、各事業年度の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目毎に点数化(5から1)して合計し、項目数で除して得られた値に応じ決定することとされている。
- ※2 「業績勘案率の決定方法」 2 (3) ただし書きにおいて、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを 考慮したものとすることとされている。